

三春町公共施設等総合管理計画

**平成27年10月
福島県三春町**

目 次

第1章 概要

1 はじめに	2
2 計画の位置付け	3
3 計画期間	3
4 対象とする財産	4

第2章 公共施設等を取り巻く現状と課題

1 人口の推移及び見通し	5
2 財政収支の見込み	7
3 公共施設の現状	10
4 公共施設等の将来負担費用の課題	12
(1) 公共施設の将来負担費用	13
(2) インフラ施設の将来負担費用	14
(3) 人口減少による将来負担費用	18
5 将来負担費用の推計の考え方	19

第3章 公共施設等の総合的かつ具体的な管理に関する基本的な考え方

1 基本的な考え方	22
2 具体的な取組み方策	23
(1) 公共施設における取組み	23
(2) インフラ施設における取組み	26
(3) 公営企業資産における取組み	26
(4) 公共施設の有効活用	27
(5) 民間活力の導入	27
(6) 個別施設計画の策定・推進	27

第4章 実行体制の整備

1 推進体制	28
2 個別施設計画の策定	28
3 財政担当との連携	28
4 町民との協働	28
5 職員の意識改革	28

資料編

1 今後10年間の主な公共事業の計画	29
--------------------	----

第1章 概要

1 はじめに

全国的に公共施設等¹の老朽化対策が大きな課題となっており、人口減少や少子高齢化の進行などによる社会構造や住民ニーズが変化していることに加え、公共施設²の老朽化による施設の大量更新時代の到来と義務的経費の増大などによる財政状況の悪化見通し等、公共施設を取り巻く環境について、抜本的な見直しが必要であることが叫ばれています。

地方公共団体においては、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新、複合化、転用及び長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっています。

本町においても同様の状況があり、これらの諸問題を解決するために、保有する公共施設を効果的・効率的に活用し、必要な公共サービスを持続的に提供し続けられるよう、経営的な視点に基づく取り組みが必要不可欠であります。

また、インフラ施設³については、町民に安全で安心な社会資本を提供するため、施設の計画的かつ効率的な維持管理・補修を継続的に実施していく必要があります。

このため、「三春町公共施設等総合管理計画」を策定し、健全で持続可能な自治体経営の実現を図ってまいります。

なお、この計画の内容については、地方公会計の整備に伴い整理される固定資産台帳に基づき、より精緻化できるもので適宜見直しを行ってまいります。

¹ 公共施設等：公共施設、公用施設等の町が所有する建築物その他の工作物をいう。

具体的には、いわゆるハコモノの他、道路・橋梁等の土木工作物、公営企業の施設（上水道、下水道等）、プラント系施設（廃棄物処理場、浄水場、汚水処理場等）等も含む包括的な概念である。（『公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針』（総務省、H26.4.22）による）

² 公共施設：いわゆるハコモノ等を指す。本計画における公共施設は、学校や町営住宅等の公用財産に加えて、庁舎等の公用財産も含む。

³ インフラ施設：インフラストラクチャー（Infrastructure）の略。本計画におけるインフラ施設は、社会経済活動を支える道路や橋梁等の土木構造物に加えて、企業会計に係る施設等も含む。

2 計画の位置付け

国においては、インフラの老朽化が急速に進展することへの対応として、平成25年11月に、インフラ長寿命化基本計画が決定されました。

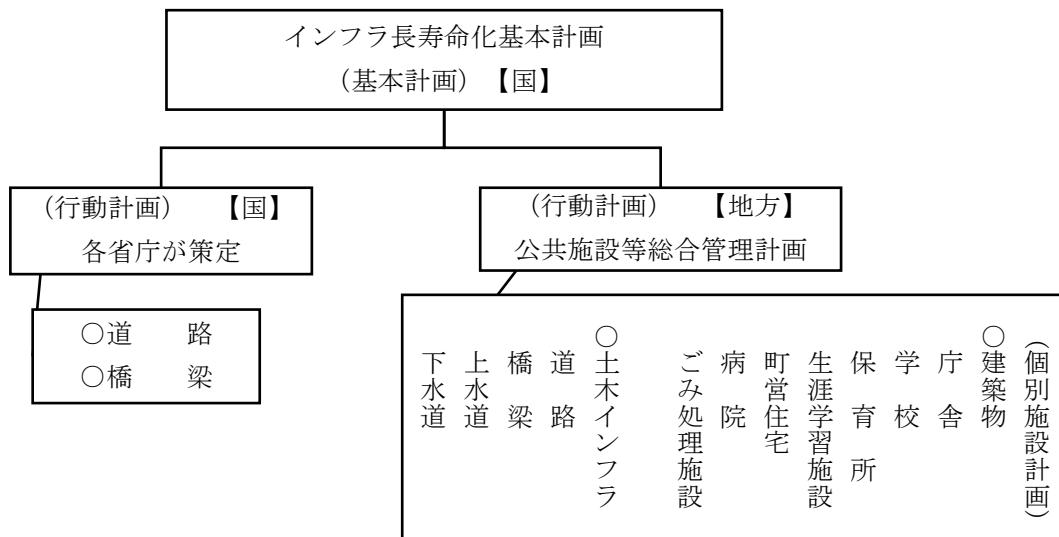
この計画では、地方公共団体は、インフラを所管する者として、その維持管理・更新等を着実に推進するため、中期的な取組の方向性を明らかにする行動計画を策定することとされています。また、当該行動計画に基づき、個別施設毎の具体的な対応方針を定める計画として、個別施設計画を策定することとされています。

これを受け、上記の行動計画に該当するものとして、総務省からは、平成26年4月、地方公共団体に対し、速やかに公共施設等総合管理計画を策定するよう要請されています。

以上のことから、総務省の要請における公共施設等総合管理計画として、本計画を位置付けます。

なお、策定にあたっては、第7次三春町長期計画に定める、自立かつ持続可能な行財政経営の実現に向け、公共施設等を社会情勢の変化に応じた長期的な視点をもって、更新、複合化、転用及び長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化を図るとともに、公共施設の最適な配置、適正な管理に努めることとします。

【計画イメージ】



3 計画期間

計画期間は、第7次三春町長期計画に合せて平成27年度から平成36年度までの10年間とします。ただし、計画期間内であっても、必要に応じ適宜見直すものとします。

4 対象とする財産

町が保有する庁舎や学校施設等の公共施設及び道路や橋梁等のインフラ施設を対象とします。

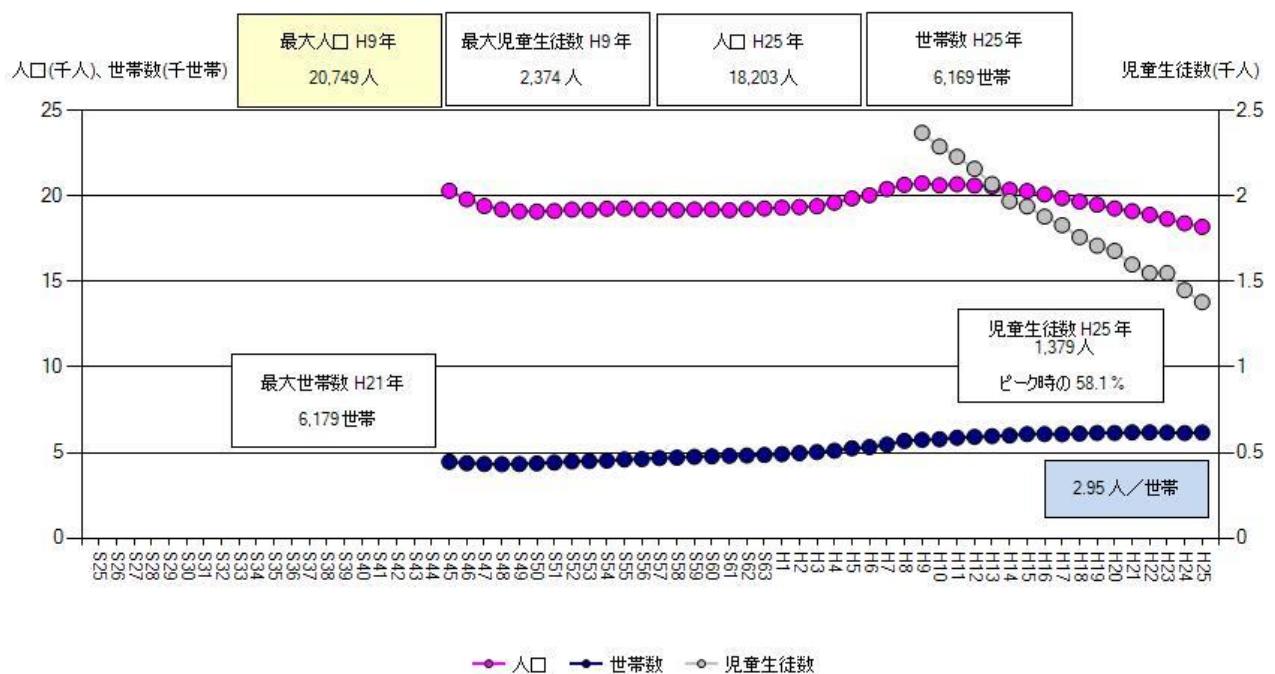
		延床面積・延長	施設数等	備 考
第 2 章 公 共 施 設 等 を 取 巻 く 現 状 と 課 題 1 人 口 の 推 移 及 び見通し	公用財産	行政庁舎	2, 254 m ²	1 H27. 7. 31 現在
		学校施設	42, 679 m ²	37 H27. 7. 31 現在
	公共用財産	公営住宅	24, 691 m ²	46 H27. 7. 31 現在
		その他施設	48, 267 m ²	115 H27. 7. 31 現在
		普通財産		
	集会所・貸付等	8, 471 m ²	26	H27. 7. 31 現在
		1, 622m	86	H27. 7. 31 現在
	橋梁	—	1	H27. 7. 31 現在
		1 級幹線町道	31, 573m	— H27. 7. 31 現在
		2 級幹線町道	25, 513m	— H27. 7. 31 現在
	立体交差	その他町道	280, 245m	— H27. 7. 31 現在
		1 級幹線町道	31, 573m	— H27. 7. 31 現在
		2 級幹線町道	25, 513m	— H27. 7. 31 現在
	道路	その他町道	280, 245m	— H27. 7. 31 現在
		1 級幹線町道	31, 573m	— H27. 7. 31 現在
		2 級幹線町道	25, 513m	— H27. 7. 31 現在
	上水道施設	その他町道	280, 245m	— H27. 7. 31 現在
		浄水場	5, 089 m ²	6 H27. 7. 31 現在
		ポンプ場	18 m ²	2 H27. 7. 31 現在
	下水道施設	管渠	148, 673m	— H27. 7. 31 現在
		流末処理施設	2, 129 m ²	3 H27. 7. 31 現在
		管渠	22, 413m	— H27. 7. 31 現在
	農業集落排水施設	流末処理施設	2, 129 m ²	3 H27. 7. 31 現在
		管渠	22, 413m	— H27. 7. 31 現在
		排水処理施設	829 m ²	3 H27. 7. 31 現在
		管渠	37, 518m	— H27. 7. 31 現在

日本の総人口そのものが減少している中、地方では、若い世代の都市部への流出、子どもの減少により、自治体が消滅の可能性があると指摘されている。

本町も平成9年の20,749人をピークに急激に減少しており、平成36年には、約28.5%減の14,828人⁴と推定されます。

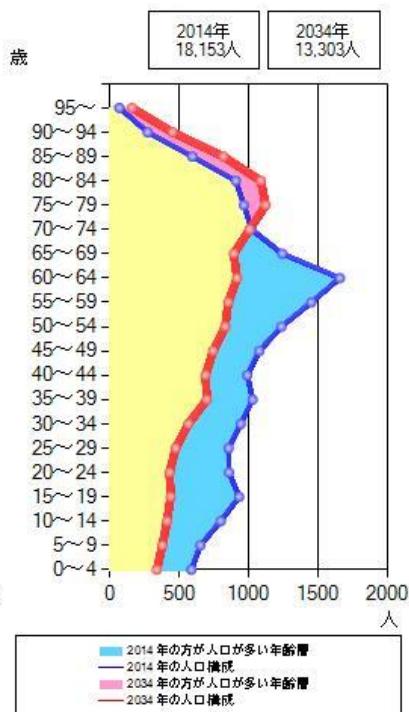
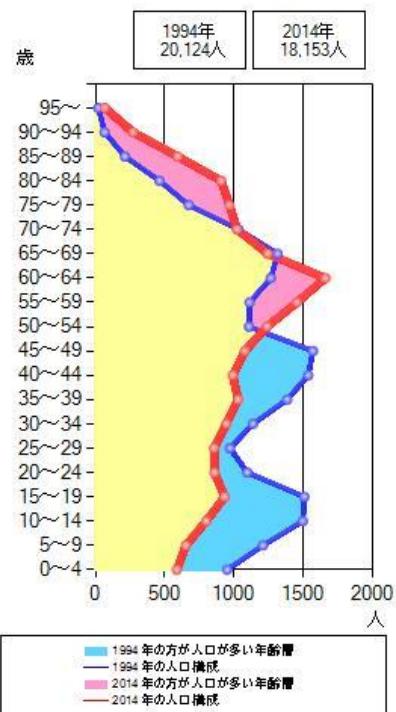
また、年齢構成別にみると、財政負担の中心的な役割を果たす生産年齢人口は少子高齢化の進展に伴い、平成26年の11,042人から平成46年には、約40%減の6,636人⁵と大きく落ち込むことが予想されます。

このことは、公共施設等を維持するための負担が増加することとなります。



⁴ 第7次三春町長期計画（平成26年12月発行）による。

⁵ 『日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）』（国立社会保障・人口問題研究所（平成25年3月27日公表）による。



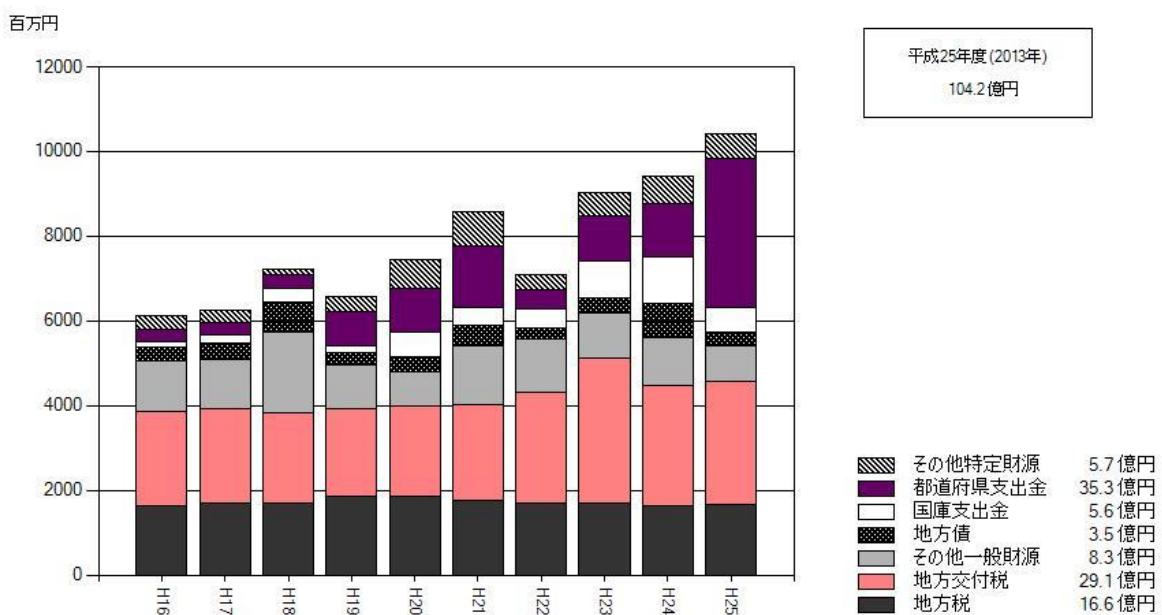
	1994年 20,124人	2014年 18,153人	-9.8%
高齢者人口 (65才~)	18.8%	27.9%	9.1%
生産人口 (15~64才)	63.0%	60.9%	-2.1%
年少人口 (0~14才)	18.2%	11.2%	-7.0%

	2014年 18,153人	2034年 13,303人	-26.7%
高齢者人口 (65才~)	27.9%	41.7%	13.8%
生産人口 (15~64才)	60.9%	49.8%	-11.1%
年少人口 (0~14才)	11.2%	8.5%	-2.7%

2 財政収支の見込み

(1) 岁入

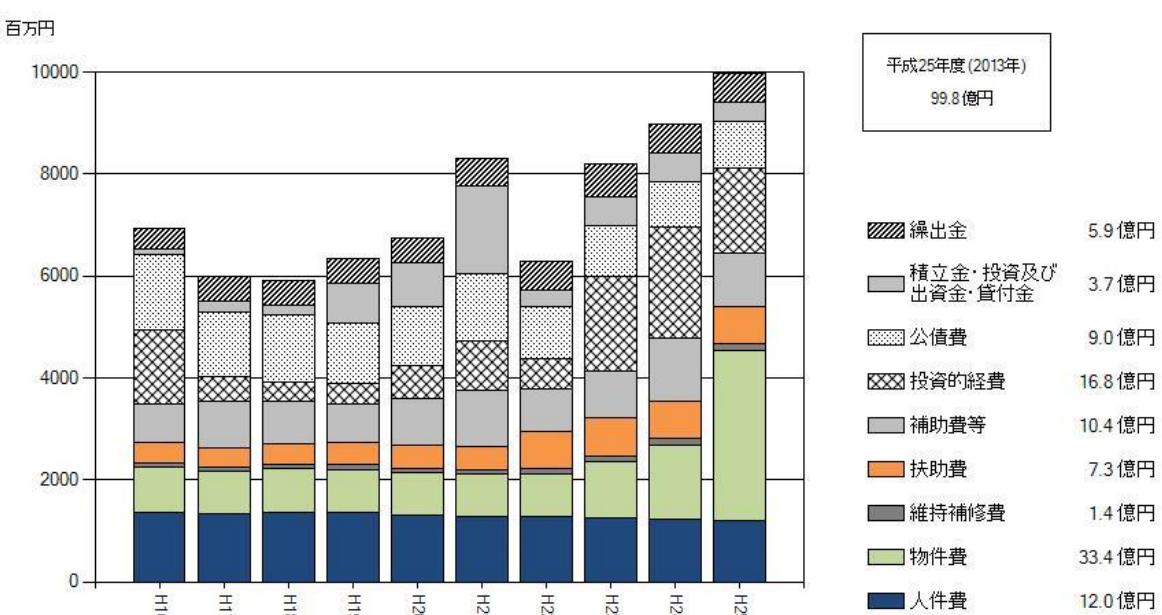
平成25年度における歳入総額は、東日本大震災復興事業等により約104.2億円となっていますが、自主財源である町税収入については、概ね17億円前後で推移しています。



(2) 岁出

歳出のうち、義務的経費については、人件費、公債費が減少傾向にあるものの、扶助費は増加傾向にあり全体として増加しています。

特に扶助費の金額は、平成16年度に約2.3億円であったものが、平成25年度には約7.3億円となっています。

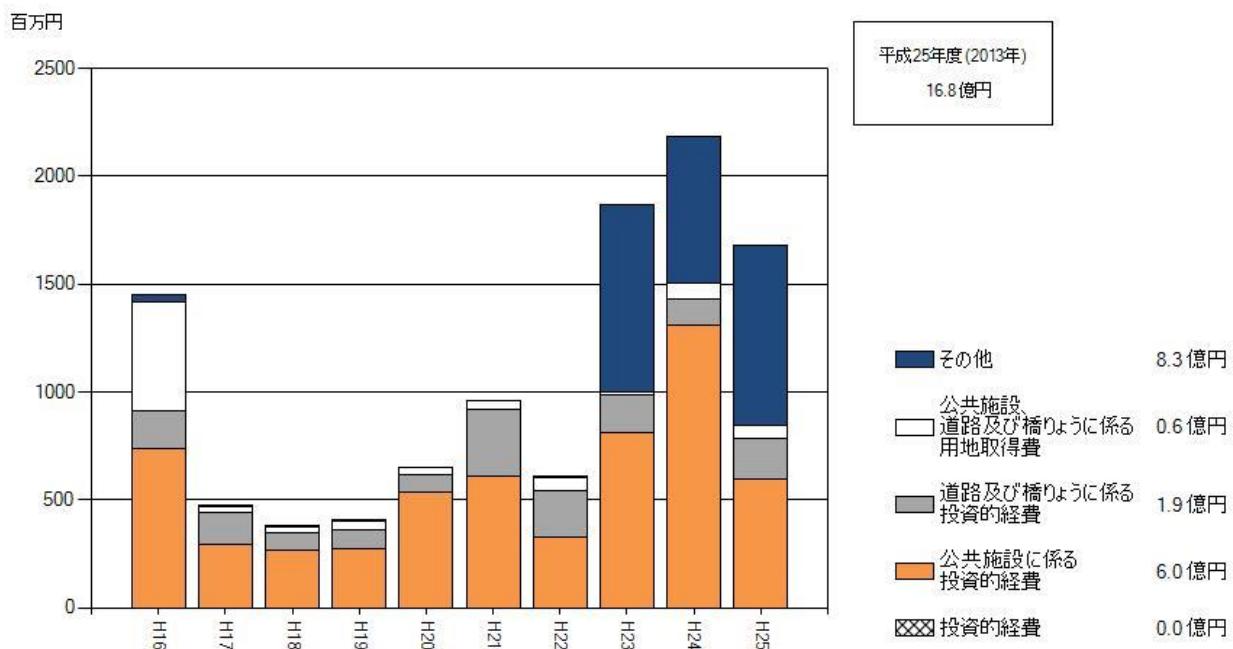


(3) 投資的経費の推移

公共施設の老朽化に伴う更新費用を賄うには、町はどの程度の投資的費用が負担できるかどうかを推測するため、過去の一般会計における投資費用の実績を分析しました。

東日本大震災の復旧復興事業を除くこの10年間における主な投資的経費は、幹線道路網整備、防災基盤整備、学校施設耐震化事業及び新三春中学校建設などがあげられます。

今後は、施設の建設やインフラ整備主体の財源配分から、これまでに整備した施設等を持続的及び有効、効果的に活用するための維持、管理運営主体の投資計画が必要となります。



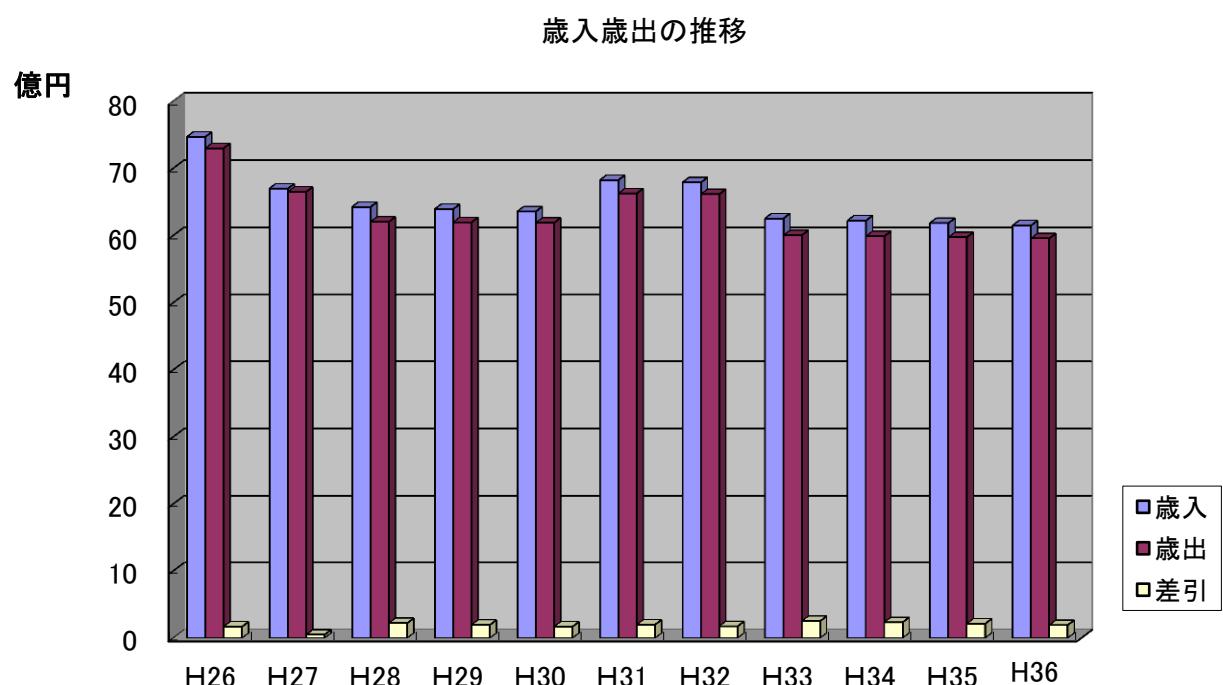
(4) 財政状況の見通し

本町を取り巻く財政環境は、東日本大震災前と比較し、復興需要などにより法人及び個人町民税は増収しているものの、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響等により固定資産税は減収しており、歳入の根幹となる町税の収入見通しが、確たる好転を望めない状況にあります。

歳出面においても、公債費の減少などにより一定の経費節減は見込めるものの、少子高齢化による医療・介護・福祉等の社会保障関係経費の増加や、老朽化した学校施設等の補修・修繕などの対応が見込まれます。

このようなことから、本町の財政状況は、今後も極めて厳しい状況が予想されます。

【第7次三春町長期計画の財政見通しグラフ】

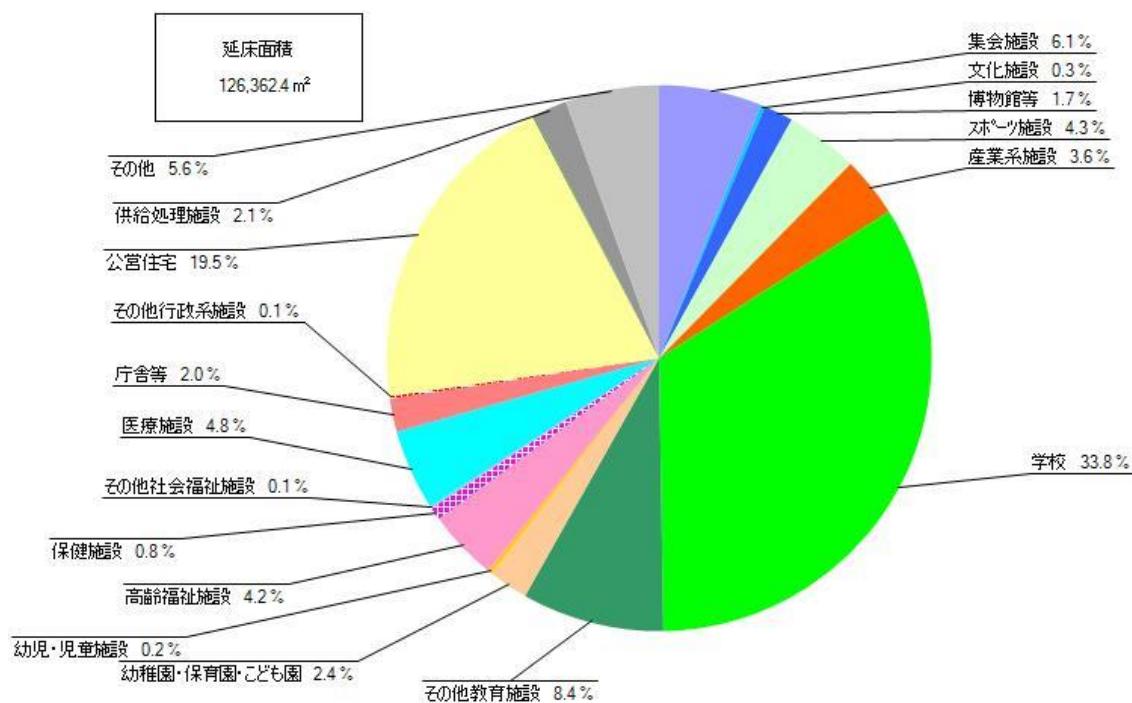


3 公共施設の現状

(1) 施設保有状況

公共施設数は、平成 27 年 7 月末時点で 225 施設、総延床面積は 126,362 m² であります。町民一人当たり延床面積は 6.93 m²、全国人口同規模団体平均 5.24 m²⁶ と比較して多い状況となっています。

施設群としては、学校施設が 42,679 m² (33.8%) と最も多く、続いて公営住宅が 24,691 m² (19.5%) となっており、この 2 つの群だけで全体の 5 割以上を占めていることがわかります。



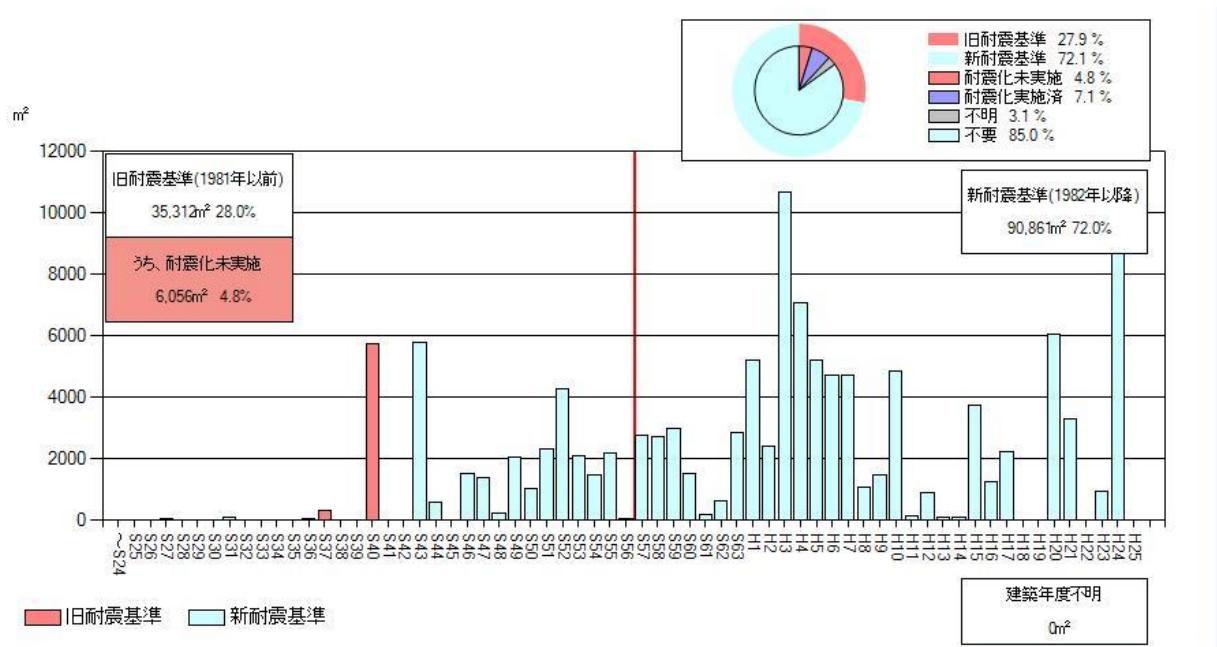
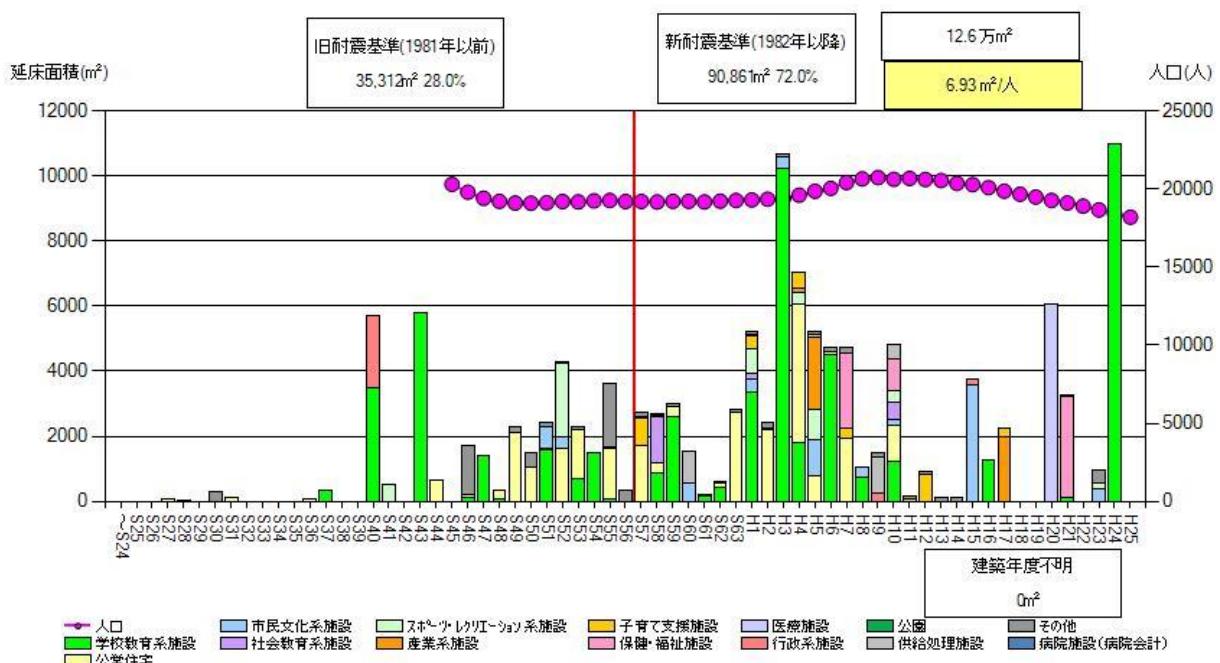
⁶ 公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査結果（平成 24 年 3 月 総務省）による。

(2) 建築年別整備状況

人口の増加に伴い、昭和 50 年代から平成初期にかけて、主に学校教育施設、町営住宅等の施設を多く整備してきました。

すでに建築後 30 年を経過している施設（昭和 59 年（1984 年）以前に建築した施設）の延床面積は、43,757 m²となり全体の 34.6%を占めています。

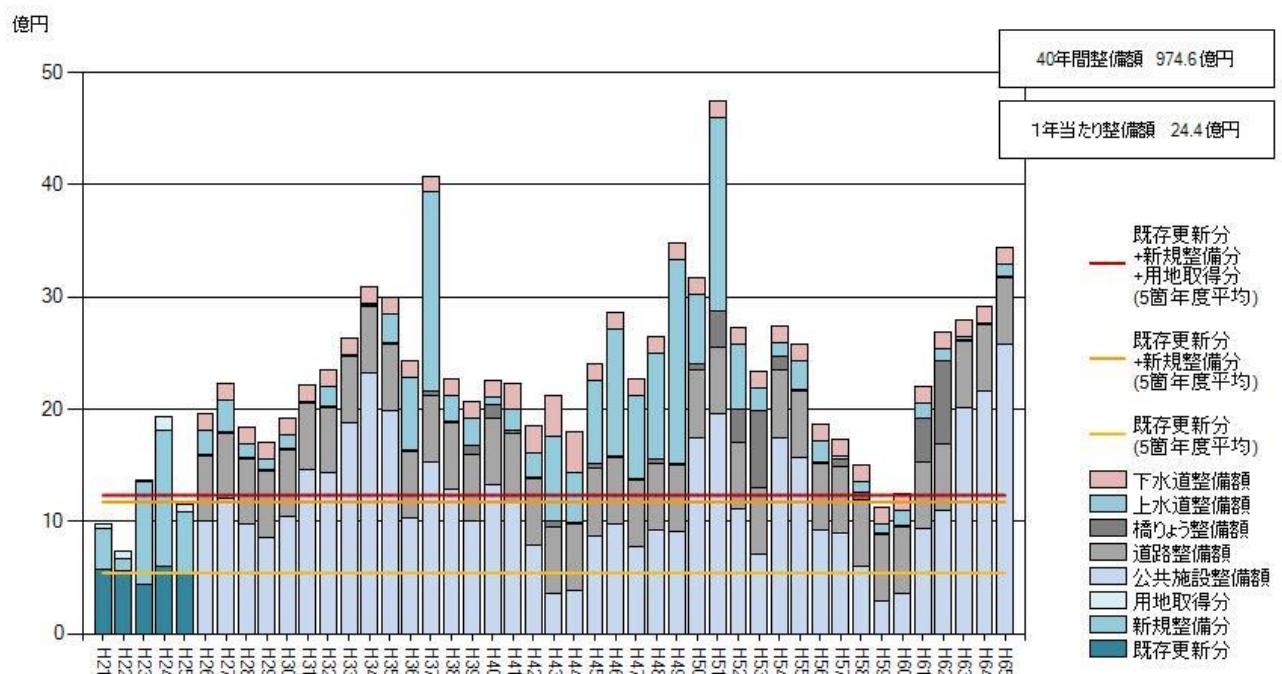
また、旧耐震基準（昭和 56 年（1981 年）以前に設計された施設）の延床面積は、35,312 m²となり全体の 28.0%を占めています。そのうち、耐震化未実施の施設の延床面積が 6,056 m²となり、全体の 4.8%を占めています。



4 公共施設等の将来負担費用の課題

総務省提供ソフトを活用し、このまま公共施設及びインフラ施設を全て保有し続けた場合の将来にわたる更新費用を推計すると、今後 40 年間で必要となる費用は 974.6 億円と推計され、これを平均すると単年度当たり 24.4 億円となります。公共施設等の過去 5 年間の投資的経費は、年平均 11.7 億円程度となっており約 2.0 倍になります。

このため、本町の財政状況から勘案すると公共施設等を大幅に削減しなければならないことがわかります。



【総務省提供ソフト⁷ 活用】

⁷ 財団法人地域総合整備財団が作成。算出根拠等については公共施設更新費用試算ソフト仕様書を参照。

◆推計の手法

- 1.現在の公共施設等をそれぞれ設定した耐用年数の経過後に現在と同じ面積・延長等で更新すると仮定して推計。
- 2.公共施設の面積・延長等の数量データに更新単価を乗じることにより将来の更新費用を推計。
- 3.更新単価は、これまでの工事の実績等を基に設定。
- 4.これまでの投資決算額を既存更新分、新規整備分及び用地取得分に分類して更新費用の推計結果と比較。

◆更新の考え方

公共施設：60 年で建替え（30 年で大規模改修）

道 路：15 年で舗装部分の更新（打換え）

橋 梁：60 年で架替え

上水道管：40 年で更新

下水道管：50 年で更新

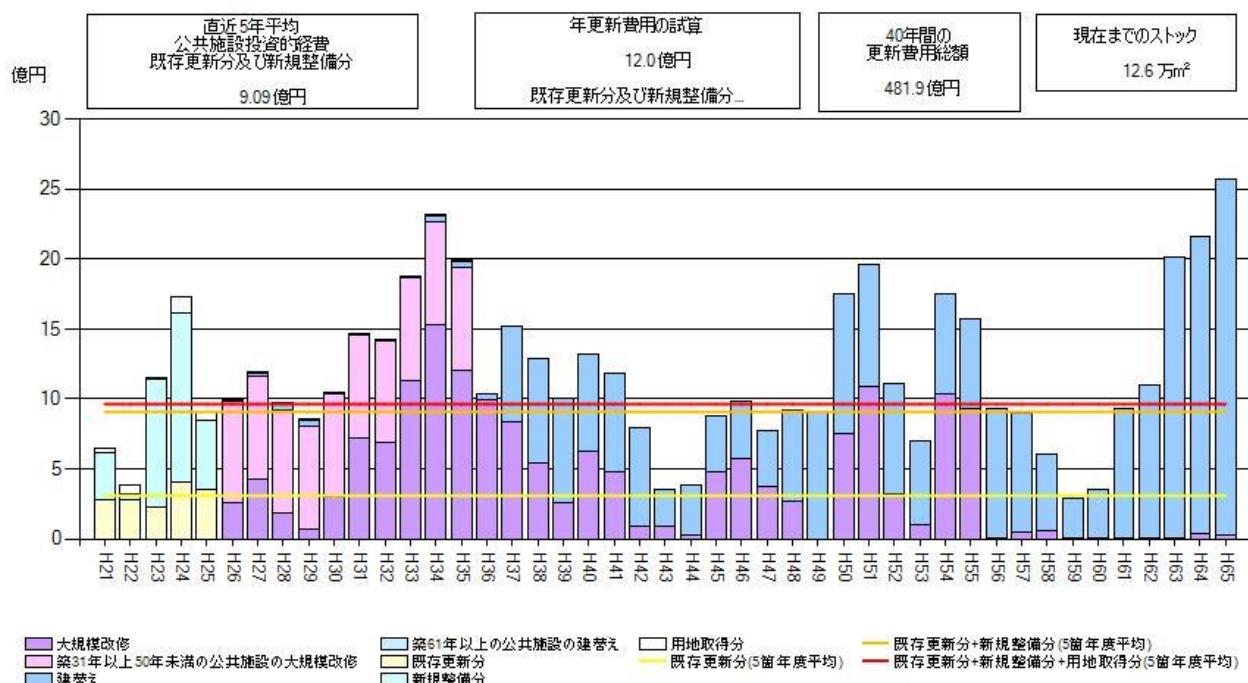
(1) 公共施設の将来負担費用

公共施設の過去5年間の投資的経費（既存更新分+新規整備分）は、年平均9.1億円程度となっています。

一方、公共施設の建築物の耐用年数を60年として建設後30年で大規模改修を行い、その後30年で建て替えると仮定し、今後40年間このまま公共施設を全て保有することを前提に更新費用を試算したところ481.9億円となります。これを平均すると単年度当たり12.0億円となり、これまでの投資的経費の約1.3倍に増えることとなります。

なお、過去5年間は三春町敬老園や新三春中学校の建設など大規模な新規整備事業が集中していたため、これらを除いた投資的経費（既存更新分）は、年平均3.1億円程度となり約3.9倍に増えることとなります。

これらのことから、現状では全ての施設の改修や建て替えの実施が困難であることが想定されます。



(2) インフラ施設の将来負担費用

公共施設等の問題を考える上で、公共施設（建築物）のみならず、インフラ施設（道路・橋梁・上下水道）の維持管理についても考慮する必要があります。

インフラ施設の将来負担費用を合計すると、今後40年間で必要となる費用が492.7億円と推計され、これを平均すると単年度当たり12.3億円となります。

一方、インフラ施設の過去5年間の投資的経費は、年平均2.6億円程度であり約4.7倍に増えることとなり、これまでの手法では、インフラ施設全てを更新していくことが明らかに不可能であり、更新時期の分散化、あるいは管理手法の見直しが必要となります。

① 道路

道路は、15年ごとの更新が必要であると仮定し試算すると、40年間の更新費用総額が238.3億円となり、これを平均すると単年度当たり6.0億円の費用が必要になります。直近5年間の更新費用の年間平均が2.0億円ということから、現在の約3倍の更新費用が必要になると想定されます。

② 橋梁

橋梁は、60年で更新が必要であると仮定し試算すると、40年間の更新費用総額が33.1億円となり、これを平均すると単年度当たり8千万円の費用が必要になります。

橋梁に関しては、その建替えや改修が生じていないことから、直近5年間との比較では、新たな投資が必要な施設として見ることができます。

③ 上水道

上水道については、浄水場をはじめとする上水処理施設等と上水道管の更新費用について、処理施設の改修を30年、更新を60年とし、上水道管の更新を40年と仮定して試算すると、40年間の更新費用総額が156.3億円となり、これを平均すると単年度当たり3.9億円の費用が必要になります。

この試算によると平成36年度からの更新費用が急増することが見受けられます。

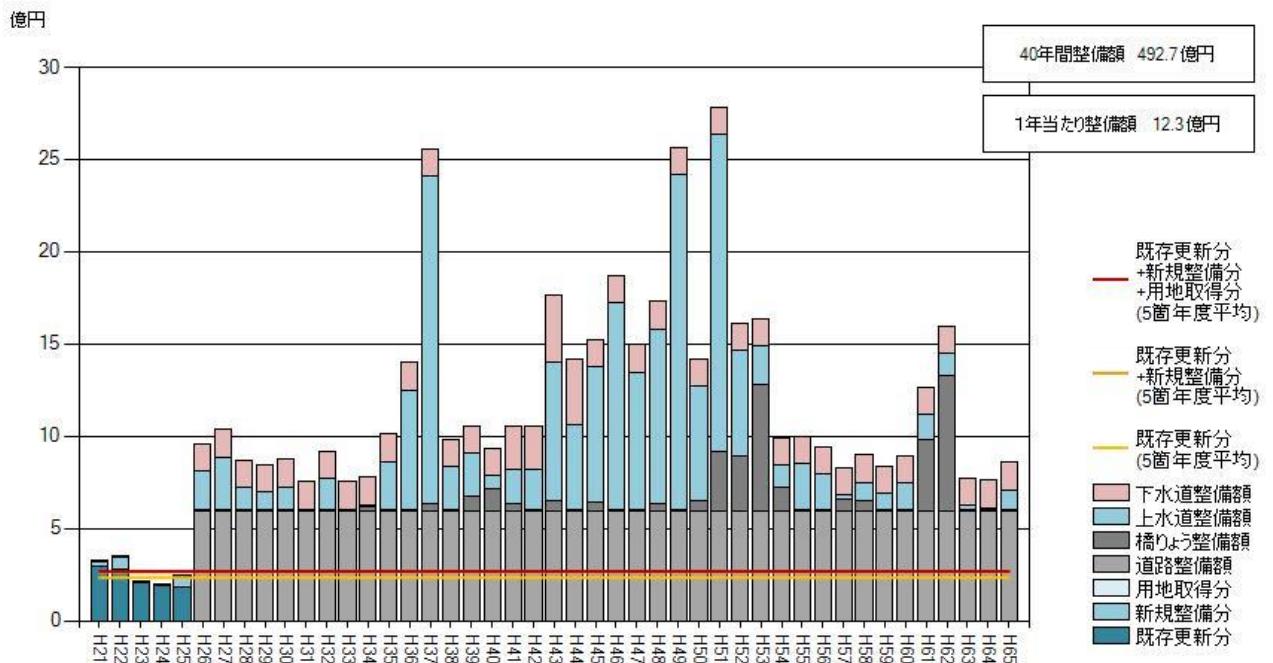
④ 下水道

下水道については、新規の投資拡大は想定されないものの、下水処理施設等と下水道管の更新費用について、下水処理施設等の改修を30年、更新を60年とし、下水道管の更新を50年と仮定して試算すると、40年間の更新費用総額が65.0億円となり、これを平均すると単年度当たり1.6億円の費用が必要に

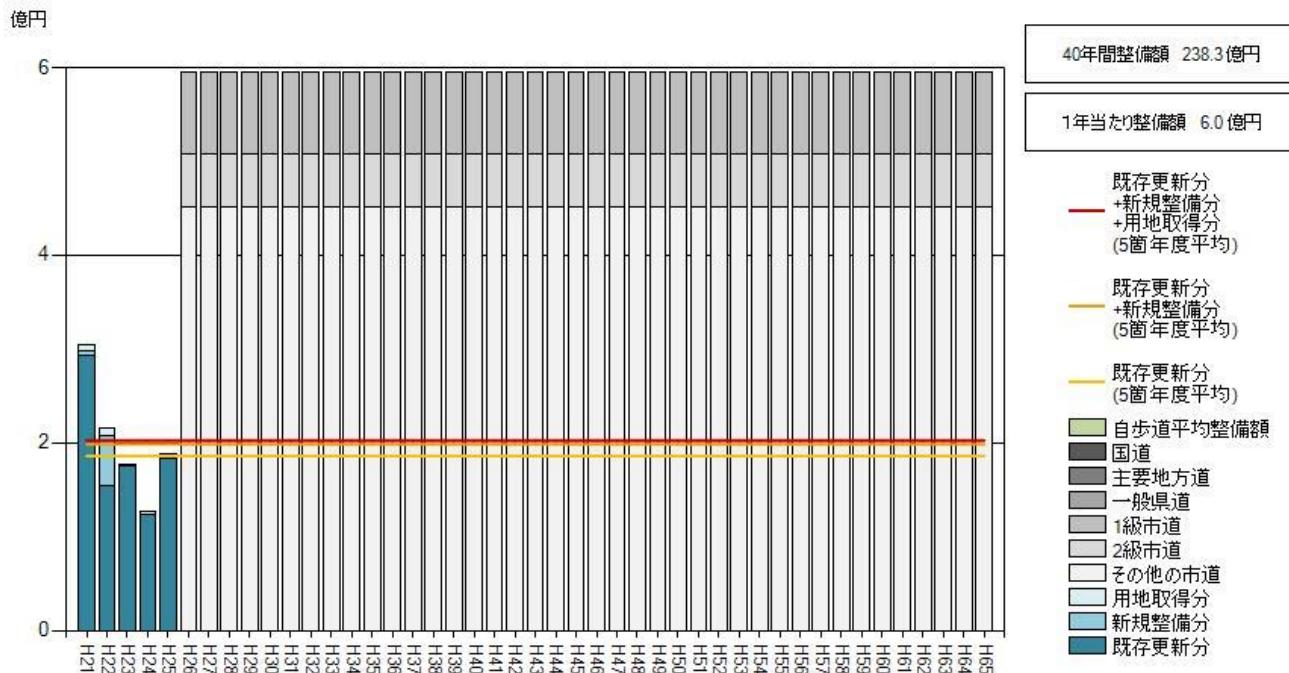
なります。

この試算によると、平成41年度から平成44年度に掛けて下水処理施設等の更新費用が発生することが見込まれます。

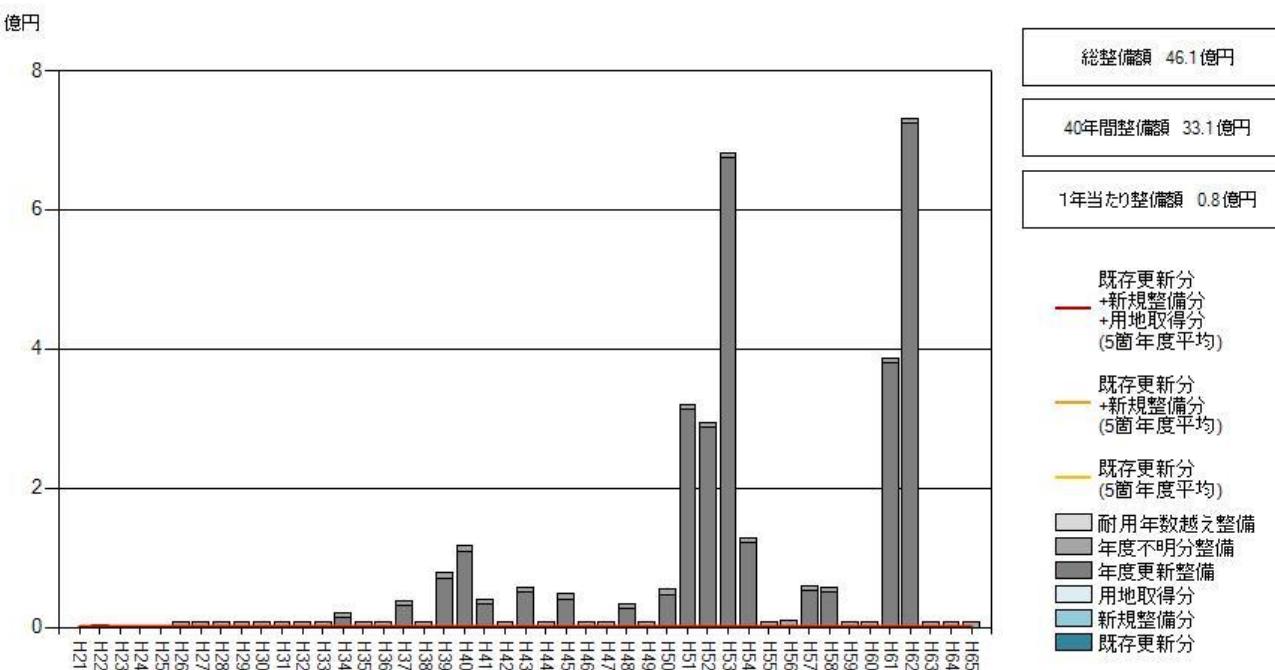
【インフラ施設】



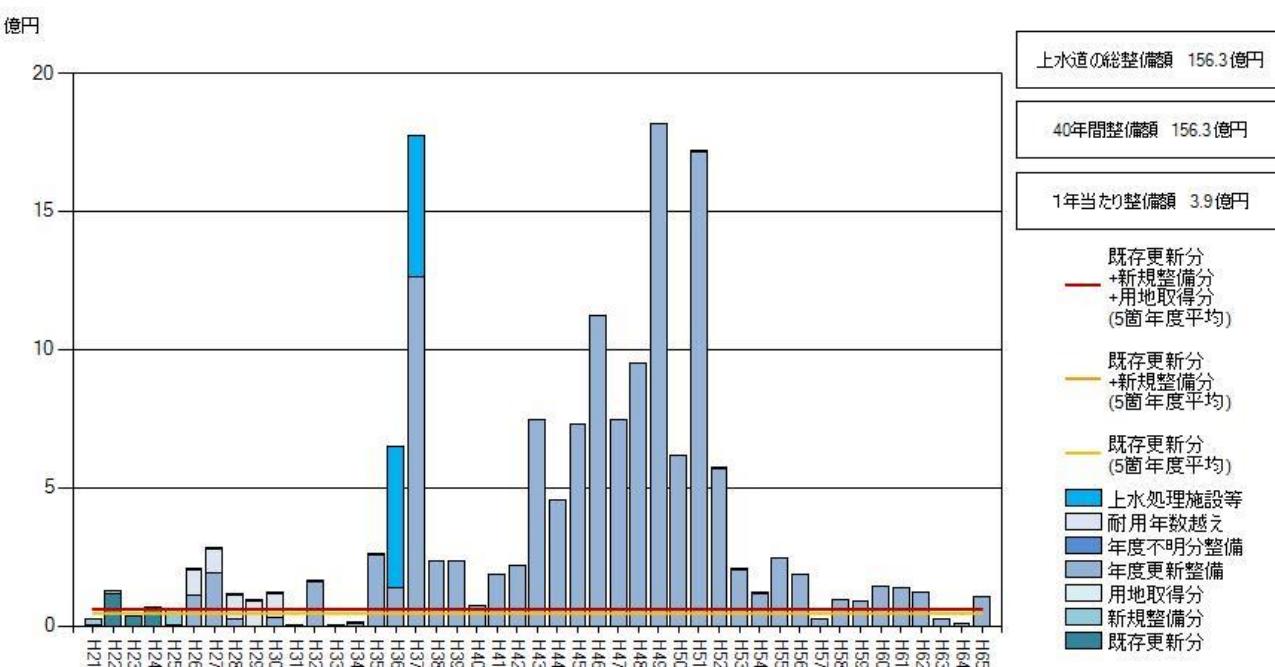
【道路】



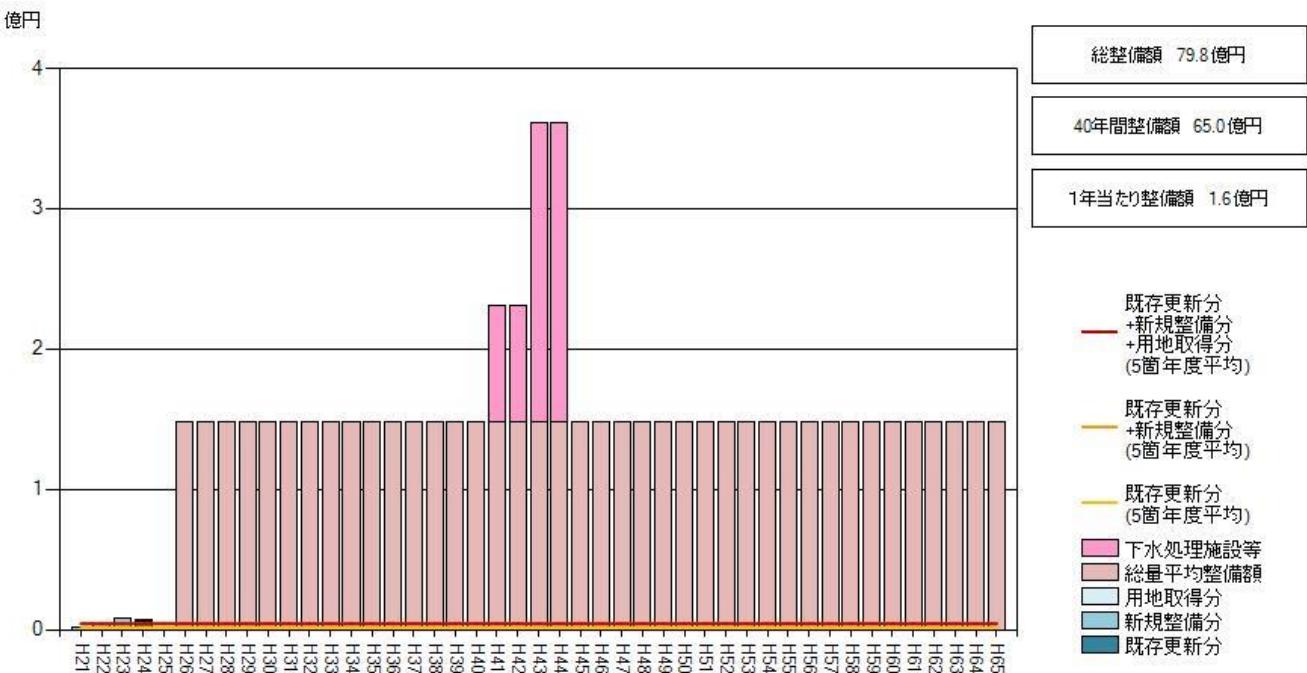
【橋梁】



【上水道】



【下水道】



【更新費用の推計一覧表】

	既往実績 (過去5年平均)	今後の推計		倍率 B/A
		単年平均(A)	40年累計	
公共施設	9.1 億円	481.9 億円	12.0 億円	1.3
道路	2.0 億円	238.3 億円	6.0 億円	3.0
橋 梁	73 万円	33.1 億円	0.8 億円	109.6
上水道	0.6 億円	156.3 億円	3.9 億円	6.5
下水道	400 万円	65.0 億円	1.6 億円	40.0
合 計	11.7 億円	974.6 億円	24.3 億円	2.0

(3) 人口減少による将来負担費用

現状の公共施設保有面積は約 12.6 万m²で、町民一人当たり 6.93 m²を保有しております、直近 5 年間における町民一人当たりの投資的経費は、年平均 48,760 円となります。

現在の保有面積を今後も維持した場合は、人口減少の影響を考慮すると、今後 40 年間の更新費用が年平均 12.0 億円となり、一人当たりの年間負担額が 133,000 円と実質的に現行の約 2.7 倍の負担となる計算になります。

一方、現状の投資的経費を今後も維持した場合は、更新できる保有面積は、4.6 万m²まで減少することとなり、約 6 割以上の施設が維持できなくなる計算となります。

また、インフラ施設においては公共施設より負担が増加する傾向にあり、道路については、今後一切の新規道路建設を行わず、これまで整備した道路の維持更新のみを行ったとしても、一人当たりの年間負担額は 10,720 円から 66,000 円に増額となります。

なお、橋梁は 40 円から 9,000 円に、上水道は 3,210 円から 43,000 円に、下水道は 210 円から 18,000 円に、それぞれ負担の増額が必要となります。

【人口減少を考慮した将来負担費用の推計一覧表】

		既往実績 (過去 5 年平均)		今後 40 年の推計		倍率 B/A	
人 口		18,663 人		9,051 人			
		単年平均		単年平均			
投資的 経 費	公共施設	9.1 億円	48,760 円	12.0 億円	133,000 円	2.7	
	道路	2.0 億円	10,720 円	6.0 億円	66,000 円	6.2	
	橋梁	73 万円	40 円	0.8 億円	9,000 円	225.0	
	上水道	0.6 億円	3,210 円	3.9 億円	43,000 円	13.4	
	下水道	400 万円	210 円	1.6 億円	18,000 円	85.7	
	合 計	11.7 億円	62,940 円	24.3 億円	269,000 円	4.3	

5 将来負担費用の推計の考え方

将来負担費用は、今後の公共施設等の更新に要する費用を試算したものであり、町の財政の将来推計を考える上で参考にするものとします。

町が現在保有する公共施設や上下水道管等を、それぞれ設定した耐用年数の経過後に、現在と同じ面積、延長等で更新すると仮定して試算することとします。なお、物価変動率や落札率等は、予想が困難であるため考慮しないこととします。

また、更新費用の試算額は、一般財源ベースで試算すると作業が複雑になり困難であることと、公共施設等の更新費用の試算額とこれまでの決算額を比較するため事業費ベースで試算することとします。

これらのことから、事業費ベースで試算した更新費用の財源として、町税、交付税等の一般財源に加えて、国庫支出金、地方債及び料金収入等が見込まれることとなります。

<耐用年数>

	耐用年数
公共施設	60 年で建替え（30 年で大規模改修）
道路	15 年で舗装部分の更新（打換え）
橋梁	60 年で架替え
上水道管	40 年で更新
下水道管	50 年で更新

<更新単価>

○ 公共施設

	更新（建替え）	大規模改修
文化系、社会教育系、行政系、産業系等施設	40 万円/m ²	25 万円/m ²
スポーツ、レクリエーション系等施設	36 万円/m ²	20 万円/m ²
学校教育系、子育て支援系施設	33 万円/m ²	17 万円/m ²
公営住宅	28 万円/m ²	17 万円/m ²
保健・福祉施設	36 万円/m ²	20 万円/m ²
医療施設	40 万円/m ²	25 万円/m ²
供給処理施設	36 万円/m ²	20 万円/m ²
その他	36 万円/m ²	20 万円/m ²

○ 道路

種別	更新単価
一般道路	4,700 円/m ²
自転車歩行者道	2,700 円/m ²

○ 橋梁

種別	更新単価	備考
PC 橋、RC 橋、石橋、木橋	425 千円/m ²	PC 橋に更新
鋼橋	500 千円/m ²	鋼橋に更新

○ 上水道

種別	管径	更新単価
導水管／送水管	300mm 未満	100 千円/m
	300～500mm	114 千円/m
	500～1000mm 未満	161 千円/m
	1000～1500mm 未満	345 千円/m
	1500～2000mm 未満	742 千円/m
	2000mm 以上	923 千円/m
配水管	150mm 以下	97 千円/m
	200mm 以下	100 千円/m
	250mm 以下	103 千円/m
	300mm 以下	106 千円/m
	350mm 以下	111 千円/m
	400mm 以下	116 千円/m
	450mm 以下	121 千円/m
	500mm 以下	128 千円/m
	550mm 以下	128 千円/m
	600mm 以下	142 千円/m
	700mm 以下	158 千円/m
	800mm 以下	178 千円/m
	900mm 以下	199 千円/m
	1000mm 以下	224 千円/m
	1100mm 以下	250 千円/m

	1200mm 以下	279 千円/m
	1350mm 以下	628 千円/m
	1500mm 以下	678 千円/m
	1650mm 以下	738 千円/m
	1800mm 以下	810 千円/m
	2000mm 以下	923 千円/m

○ 下水道

【管種別】

管種	更新単価	備考
コンクリート管、陶管、塩ビ管、更生管	124 千円/m	更生工法を前提

【管径別】

管径	更新単価	備考
250mm 以下	61 千円/m	更生工法を前提
251～500mm	116 千円/m	
501～1000mm	295 千円/m	
1001～2000mm	749 千円/m	
2001～3000mm	1,690 千円/m	
3001mm 以上	2,347 千円/m	

※ 将来負担費用の推計の考え方については、財団法人地域総合整備財団が作成した公共施設更新費用試算ソフト仕様書より抜粋。

1 基本的な考え方

本町が保有又は管理・借用する財産を経営資源と捉え、全庁的かつ長期的な視点に基づき、計画的な予防保全による長寿命化や公共施設の効率的な利用による管理経費等の縮減、未利用財産の売却処分等による歳入確保など、町有財産の総合的な利活用を推進することにより、財政負担の軽減を図りながら、町民が必要とする行政サービスの維持・向上を図ることを基本方針とします。

この基本方針の目的を達成するため、次の3つを取組みの柱とします。

○ 公共施設等の長寿命化と維持管理コストの低減

今後も利活用する施設については、計画的な予防保全による長寿命化を推進し、施設性能の維持向上を図りながらトータルコストの縮減及び財政負担の平準化を図ることとします。

また、各財産の特性や維持管理・更新等に係る取組み状況等を踏まえ、必要に応じて個別施設計画を策定し、これに基づく戦略的な維持管理・更新等を推進することとします。

○ 公共施設等の総資産量の適正化

公共施設については人口減少、厳しい財政状況を踏まえ、必要なサービス水準を確保しつつ施設総量の縮減を推進することとします。

インフラ施設については町民生活における重要性及び道路、上下水道といった施設種別ごとの特性を考慮し、中長期的な経営視点に基づく個別施設計画等に即した総量の適正化を図ることとします。

○ 公共施設の有効活用

未利用施設や敷地の民間等への貸付や転用、企業広告の拡大など町有財産の有効活用により収入の確保を図ることとします。

2 具体的な取組み方策

(1) 公共施設における取組み方策

① 長寿命化対策の推進

今後、公共施設の建替え及び大規模改修時期が集中することが見込まれることから、建物の長期的な健全保全を図るため、「三春町公共施設長期修繕計画」(平成22年度策定)に基づき、適切な時期に必要な修繕等を加え、建物の長寿命化を図り資産価値を保持し、ライフサイクルコストの縮減を図ることとします。

そのために、当該計画の進行管理を次のとおり行うこととします。

【三春町公共施設長期修繕計画の進行管理】

本計画の進行管理については、毎年次のとおり進めることとします。

スケジュール	8月～9月	10月～11月	12月	12月～1月	2月～3月	
	(ア)～(イ)	(ウ)	(エ)～(オ)	(カ)	(キ)	
	修繕計画見直し 各計画等内 容の通 知	現地調査の実 施	予新 算 要 求 予 額 精 要 求 査 求	予 算 查 定 ア リ ン グ	実計 ロ ー リ 等の 把 握 行 管 理	
担当課	財務課 建設課	財務課 担当課	財務課 建設課 担当課	建設課 担当課	財務課	財務課

- (ア) 本計画は公共施設毎に建築年数から修繕箇所の更新年数を位置付けており、突発的な修繕対応や応急処置が発生した場合には、計画を前倒して修繕するなど計画の変更もあり得る。このため、毎年度の9月までに財務課と建設課において計画の見直しを行い進行管理を図る。
- (イ) 更新年数から年次的に修繕計画に位置付けられている場合でも、修繕対象施設が集中している年度については、財務課において財政状況も考慮しながらその優先順位をつけるなどして進行管理を図った上で、中期財政計画のローリングに反映させる。
- (ウ) 新年度予算編成に当たり、修繕計画対象施設を各課等に通知のうえ、財務課、建設課及び担当課において現地調査を行う。
- (エ) 現地調査の結果を踏まえ、予算要求額等について精査を行う。
- (オ) 担当課において、予算要求を行う。
- (カ) 財務課において、予算査定を行う。
- (キ) 財務課において、当年度施工実績をまとめ、修繕計画のローリングを行う。

② 維持管理・保全業務の適正化

将来にわたる財産保有に要するコストを縮減するため、点検・診断等により高い危険性が認められた公共施設や老朽化等により供用廃止され、かつ、今後とも利用見込みが低い施設については、特例地方債などを活用して解体撤去を基本とします。

また、人口や財政規模に見合った施設保有の最適化を図る必要があることから、施設が果たしている役割や機能を再確認し、施設機能の更新、複合化、転用及び長寿命化などの検討を行うこととします。

③ 施設情報の一元化

今後も少子高齢化や人口減少は続くことから、公共施設利用者数の減少が見込まれます。さらに、生産年齢人口が減ることによる町税収入への影響、高齢者人口が増えることによる社会保障費の増加等を考慮すると、限られた財源のもとで、公共施設を一層効率的・計画的に管理していく必要があることから、共通のフォーマットにより、個別施設ごとに利用度、維持管理費用、老朽化などの施設情報を記載した「施設カルテ」を次のとおり作成し、情報の一元化、見える化を図り施設の管理を行うこととします。

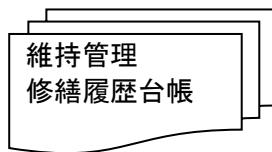
【施設カルテの作成手法】

本計画に基づき、次の台帳（施設カルテ）を整備することとします。

機能 1



機能 2



機能 3



◇機能 1 施設台帳

財務規則に基づく財産台帳の項目が整理され、かつ「検査台帳」「設備台帳」とリンクした母台帳で、施設の維持管理における基本情報を管理する。
また、増改築履歴を管理する。

◇機能 2 維持管理・修繕履歴台帳

水道光熱費や保守料などの維持管理費を経年で管理する。
併せて、50万円以上の修繕履歴を記録管理する。その際、修繕箇所を図示化する。

◇機能 3 定期検査台帳

建築基準法、消防法、浄化槽法等に基づく定期検査による指摘事項等を管理する。この台帳では、設備の保全管理に必要となる部位や機器が網羅される。
管理項目は概ね次のとおり。

- ・換気設備
- ・排煙設備
- ・非常用照明装置
- ・給排水設備
- ・昇降機
- ・消防設備
- ・浄化槽
- ・電気設備
- ・自動ドア
- etc

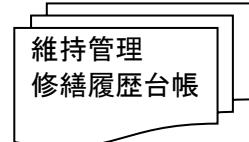
- 各台帳を次により整備し、データベース化を図る。
 - ・施設管理は所管課であることから、台帳作成は所管課とする。
 - ・所管課は、財産台帳、建築基準法、消防法等の定期検査結果、修繕記録などに基づき台帳を作成する。（台帳作成の手順参照）
 - ・法定の定期検査を実施する必要のない施設については、定期検査に準じた調査を行い、台帳を整備することを検討する。
- 台帳の更新を行う。
 - ・所管課は法定の定期検査結果や修繕工事の施工に基づき、台帳を随時更新する。

◆ 台帳作成の手順

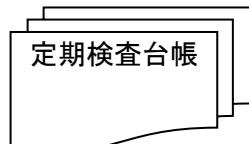
- 財産台帳
- 当初工事図書
- 増改築図書



- 支出伝票
- 保守契約書
- 修繕工事発注記録



- 建築基準法12条定期報告
- 設備法定点検記録
(建築・消防・自動ドア・
昇降機等)
- 法定検査記録



(2) インフラ施設における取組み方策

インフラ施設は、社会経済活動や地域生活を支える社会基盤として、日常の交通機能等とともに、防災対策としても重要な役割を担っています。

これらは、公共施設と異なり複合化や転用等の改善が適さないことから、施設の種別ごとに整備状況や老朽化の度合い等から方向性を検討し、その結果から施設の重要度に応じた個別計画を策定することとします。

① 長寿命化対策の推進

安全性や経済性を踏まえつつ、重大な損傷や致命的な損傷となる前に予防的な修繕等を実施することにより、機能を保持しながら長寿命化を図ることでライフサイクルコストの縮減を図ることとします。

② 現状把握と修繕・更新等の実施

定期的な点検・診断により、施設の状態を的確に把握して必要な対策を適切な時期に効果的に実施し、メンテナンスサイクルを構築することとします。

また、インフラ施設の整備にあたっては、社会情勢や町民ニーズを的確に捉え、かつ、財政状況を考慮して中長期的視点から必要な施設の整備を計画的に行うこととします。

③ 維持管理・保全業務の適正化

構造物の状態を客観的に把握・評価し、中長期的にコスト縮減を目指した計画的かつ効率的な管理を推進することとします。

(3) 公営企業資産における取組み

上水道事業、下水道事業（公共下水道、農業集落排水施設、個別排水処理施設）については、地方公営企業という独自性を有しており、独立採算を原則とする会計となっています。また、簡易水道を含む上水道事業、下水道事業の会計は地方公営企業法の規定を全部適用しているため経営状況や資産の状態が明確であり、経営意識の向上が図られています。

なお、施設の新設、更新、修繕の検討には、毎年度作成している中期財政計画を基本としながら、人口の推移や需要の変化はもとより、経済状況や社会情勢に応じた経営全般での検討が必要であり、本計画との整合性を図りながら必要に応じて適宜見直しを図っていくこととします。

(4) 公共施設の有効活用

- ① 利活用の見込みのない町有地については、積極的な売却を進めることとします。なお、形状等の理由により、売却困難な土地については、一時貸付などの活用を図ることとします。
- ② 施設機能の更新、複合化、転用及び長寿命化などにより、使用する見込みがなくなった公共施設については、積極的に譲渡や貸付を進め、これらによって得られた財源は、存続する公共施設の維持管理経費等に充てることを原則とします。
- ③ 人口減少や厳しい経済情勢の背景から、公共施設の譲渡や貸付が進まない場合は、地域の活性化、産業振興、福祉の向上、定住人口の増加に寄与することを目指し、無償譲渡や無償貸付を行うことも検討することとします。
- ④ 公共施設への企業広告の導入など、財産を広告媒体として有効に活用して収入の確保を図ることも検討することとします。

(5) 民間活力の導入

- ① 民間企業等の持つ様々な資金やノウハウを活用し、施設の整備、更新、維持管理及び運営を効果的かつ効率的に行うことと検討します。
- ② 指定管理者制度や PPP⁸/PFI⁹などの手法を用い、町内企業を始めとする民間企業の活力を施設整備や管理に導入する検討を行うこととします。
- ③ 民間施設の活用など、公共施設にこだわらない行政サービスの提供の検討を行うこととします。

(6) 個別施設計画の策定・推進

個別施設計画が策定済みである次の計画については、社会情勢の変化や情報の蓄積を踏まえて、本計画との整合性を図り適切に見直しを進めることとします。また、計画未策定の施設については、速やかに策定することとします。

施設名	計画名	策定年度
町営住宅	三春町公営住宅等長寿命化計画	平成26年度
橋 梁	三春町橋梁長寿命化修繕計画	平成22年度

⁸ PPP : 「パブリック・プライベート・パートナーシップ」の略称。官民が連携して公共サービスの提供を行う事業手法の総称。PFI や指定管理者制度は PPP の代表的な手法。

⁹ PFI : 「プライベート・ファイナンス・イニシアティブ」の略称。公共施工等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効果的かつ効率的な公共サービスの提供を図る事業手法。

第4章 実行体制の整備

1 推進体制

本計画推進にあたっては、財務課が、全体を一元的に管理し、総資産量を把握し、組織横断的な調整機能を発揮しつつ、毎年度、行財政改革職員委員会において進捗管理、点検及び評価を行うとともに方針の改定や見直しを行うこととします。

2 個別施設計画の策定

施設毎に必要に応じて、国の技術的助言等による個別施設計画を策定するとともに、既に策定されている個別施設計画については、本計画との整合性を図り、必要に応じて適宜見直を行い、それぞれの施設の特性に応じた計画的な維持管理等を図ることとします。

3 財政担当との連携

長期的な視点から策定した施設保全、長寿命化計画も、財政措置があつてはじめて実行に移すことができるものであり、効果的かつ効率的に実施していくためには、財政担当との連携が必要不可欠であり、財政状況を考慮しながら、進行管理を図り、財政計画のローリングに反映させることとします。

4 町民との協働

公共施設における行政サービスの有効性を始め、維持管理費用や利活用状況に関する情報の町民への提供を推進し、協働の推進に向けた環境整備を行います。

さらに、公共施設等の適正配置の検討にあたっては、議会や町民に対し隨時情報提供を行い、町全体で認識の共有化を図ることとします。

5 職員の意識改革

全庁的に推進していくには、職員一人ひとりが意識を持って取り組んでいく必要があります。公共施設やインフラの現状を十分理解し、経営的視点に立った総量適正化、維持管理へと方向転換を図っていくとともに、社会経済状況や町民ニーズの変化に対応できるような町民サービスの向上のため、自らが創意工夫を実践していくことが重要と捉え、職員の意識の向上に努めることとします。

資 料 編

1 今後10年間の主な公共事業の計画

本計画は、10年後を目標とした公共施設等のあり方を定めるもので、別に施設ごとの個別計画（実行計画）を策定し施策を進めることとします。

なお、今後10年間に予定される大規模な公共事業について、次のとおり示すこととします。

事業名	備考
旧三春中学校校舎解体工事	耐震診断Cランク
旧三春中学校校舎改修工事	公共施設
役場庁舎新築工事	
旧役場庁舎解体工事	
公営住宅かつぎばし団地屋根・外壁改修工事	
公営住宅一本松3・4団地屋根・外壁改修工事	
定住促進住宅屋根・外壁改修工事	
岩江小学校外壁改修工事	
中郷小学校外壁改修工事	
沢石小学校屋根・外壁改修工事	
岩江中学校外壁改修工事	
三春小学校プール改修工事	
中郷小学校プール改修工事	
御木沢小学校プール循環配管更新工事	
御木沢小学校給水設備更新工事	
中妻小学校給水設備更新工事	
第1保育所屋根・外壁改修工事	
第2保育所屋根・外壁改修工事	
中郷幼稚園外壁改修工事	
岩江幼稚園屋根外壁改修工事	
白山ゲートボール場屋根外壁改修工事	
北ゲートボール場屋根外壁改修工事	
田園生活館外壁改修工事	
旧桜中学校外壁改修工事	
町民体育館屋根・外壁改修工事	

インフラ施設	町道四反田富沢線舗装補修工事	
	町道下舞木山田線舗装補修工事	
	町道谷戸深田和線舗装補修工事	
	町道南原芹ヶ沢込木線舗装補修工事	
	町道古内線舗装補修工事	
	町道明部作戸ノ内線舗装補修工事	
	町道山田鷹巣線舗装補修工事	
	三春北大橋橋梁補修工事	
	三春西大橋橋梁補修工事	
	深作橋橋梁補修工事	
	町道五本木堺潜薬師道線道路改良工事	
	町道下舞木岩本線外道路改良工事	
	町道実沢青石永志田線道路改良工事	
	白山配水池更新（建替え）	
	石綿管更新工事(L=100m)	

※ 公共施設については、三春町公共施設長期修繕計画より抜粋。

福島県三春町 財務課 公共施設整備班
 〒963-7796
 福島県田村郡三春町字大町1番地2
 TEL 0247-62-2132
 FAX 0247-61-1110
 E-mail zaimu@town.miharu.fukushima.jp